

とっとりUD施設普及推進プログラム

福祉のまちづくり条例の改正施行(10月1日)に合わせて、10月から運用を開始

改正概要:施設の規模引下げ(理美容院200㎡→100㎡以上など)、弱視者配慮基準の追加、自動ドアの義務化

建築物のUD(ユニバーサルデザイン)化を4つのステップで支援、普及を推進

1

計画 UDアドバイザー派遣(令和4年10月開始)

- 利用者、専門家の各アドバイザーを登録・派遣し、建築物のUD整備を助言
利用者:高齢者、障がい者、子育て 専門家:建築士、介護士、保健師等

キッズルームの整備



2

設計 とっとりUD施設認証制度(令和4年10月開始)

- 福祉のまちづくり条例に適合し、更に施設(ハード)、運営・サービス(ソフト)の両面でUD整備に取り組む建築物を★・★★・★★★の3段階で認証
(整備例) ハード:各階に車いす使用者用トイレ ソフト:UDアドバイザーの意見反映

わかりやすい車椅子使用者用駐車場



3

整備 福祉のまちづくり推進事業補助金(令和4年10月拡充)

- 建築物のバリアフリー整備に市町村と協調して助成(補助率2/3)
- UD認証に必要な整備は、助成額を更に上乗せ
例)多目的トイレ:130万円(通常助成)+130万円(UD認証上乗せ)

コミュニケーションボード等の常備



4

普及 とっとりUDマップに掲載、PR(令和5年3月開始)

- アプリは、子育て応援パスポートアプリと一体的に独自に開発
- 高齢・障がい者の施設割引情報も提供、多言語・ユニバーサルツーリズムに対応